施設概要

施設名	旭川市中央図書館	所在地	旭川市常磐公園		
担当部局	社会教育部　中央図書館	電話番号	22－4174	内線	480

1　施設の概要

設置目的	市民の教育と文化の発展に寄与するため，図書館法（昭和25年法律第118条）に基づく図書館を設置する。（旭川市図書館条例第1条）			
設置根拠	旭川市図書館条例			
設置年月日	平成6年10月	増改築		
建設費（単位：千円）	（新築時）	2,702,606	（増改築時）	
規模・構造等	敷地面積（常磐公園内），建築面積2,601.44㎡，延床面積6,203㎡，鉄筋コンクリート4階建（部屋名　読書室，資料調査室，一般図書コーナー，児童図書コーナー他）			
利用対象者	旭川市民及び近隣自治体住民			
事業内容	図書館法第3条に規定する事業（①図書館資料を収集し，一般公衆の利用に供すること　②図書資料利用のための相談　③他の図書館等との間の図書館資料の相互貸借　④自動車文庫等の巡回　⑤映画会等の開催　ほか）			
運営方法	□直営	令和3年度の職員体制　正職員17人，会計年度任用職員36人		
	■直営（一部業務委託）	（委託内容）清掃業務，施設管理業務，機械警備業務，資料配送業務　他		
料金制度	□使用料　　■その他（図書館法第17条の規定により徴収できない　）			
減免制度				
類似施設（民間の施設を含む）	学校に付属する図書館			
類似施設との違い	設置根拠法令である図書館法に鑑み，学校図書館と比べあらゆる年代の幅広いニーズに対応しており，市民の利便性向上に寄与している。			

2　管理運営の状況

（1）管理経費 ※全図書館・分室経費を一括して掲載　　（単位：千円）

内訳＼年度		H30年度（決算）	R元年度（決算）	R2年度（決算）	R3年度（予算）	備考
人件費※1		310,993	314,252	322,456	325,505	
	正職員	203,896	206,332	198,882	194,116	
	臨時・嘱託職員※2	107,097	107,920	123,574	131,389	
需用費		74,723	71,718	70,955	70,414	
	燃料費	3,143	2,869	2,536	2,370	
	光熱水費	19,095	19,091	16,828	18,908	
	修繕料	2,416	1,440	1,170	1,010	
	その他	50,069	48,318	50,421	48,126	
委託料		61,375	57,810	54,667	56,546	
使用料・賃借料		18,243	15,009	27,143	27,228	
備品購入費		0	292	1,802	0	
その他		5,757	6,102	26,813	30,594	
合計（A）		471,091	465,183	503,836	510,287	
収入	使用料	25	25	26	25	
	その他	7,815	771	25,716	19,025	
	合計（B）	7,840	796	25,742	19,050	
差引(合計(A)−合計(B))		463,251	464,387	478,094	491,237	

※1　人件費（正職員分）は，平成30年度7,282千円，令和元年度7,369千円，令和2年度7,366千円，令和3年度7,466千円で計算すること。

（2）利用状況

資料『旭川市図書館統計』参

施設概要

施設名	旭川市末広図書館	所在地	旭川市末広3条2丁目		
担当部局	社会教育部　中央図書館	電話番号	54-7111	内線	

1　施設の概要

設置目的	市民の教育と文化の発展に寄与するため，図書館法（昭和２５年法律第１１８条）に基づく図書館を設置する。（旭川市図書館条例第１条）			
設置根拠	旭川市図書館条例			
設置年月日	平成5年5月	増改築		
建設費（単位：千円）	（新築時）	455,497	（増改築時）	
規模・構造等	敷地面積925.02㎡　建築面積508.78㎡　延床面積999.44㎡　鉄筋コンクリート3階建て室名 ： 開架図書室，読書集会室，視聴覚室，新聞雑誌コーナー ほか			
利用対象者	旭川市民及び近隣自治体住民			
事業内容	図書館法第3条に規定する事業（①図書館資料を収集し，一般公衆の利用に供すること　②図書資料利用のための相談　③他の図書館等との間の図書館資料の相互貸借　④自動車文庫等の巡回　⑤映画会等の開催　ほか）			
運営方法	□直営	令和3年度の職員体制　正職員2人，会計年度任用職員5人		
	■直営（一部業務委託）	（委託内容）清掃業務，機械警備業務，資料配送業務　他		
料金制度	□使用料　　■その他（図書館法第１７条の規定により徴収できない　）			
減免制度				
類似施設（民間の施設を含む）	学校に付属する図書館			
類似施設との違い	設置根拠法令である図書館法に鑑み，学校図書館と比べあらゆる年代の幅広いニーズに対応しており，市民の利便性向上に寄与している。			

施設概要

施設名	旭川市永山図書館	所在地	旭川市永山3条19丁目　永山市民交流センター内		
担当部局	社会教育部　中央図書館	電話番号	47－8080	内線	

1　施設の概要

設置目的	市民の教育と文化の発展に寄与するため，図書館法（昭和25年法律第118条）に基づく図書館を設置する。（旭川市図書館条例第1条）			
設置根拠	旭川市図書館条例			
設置年月日	平成6年10月	増改築		
建設費（単位：千円）	（新築時）	永山市民交流センター（複合施設）1,995,934	（増改築時）	
規模・構造等	永山市民交流センター　敷地面積36,993.87㎡，建築面積4,138.18㎡，延床面積5,200.58㎡（うち図書館分951.23㎡） 鉄筋コンクリート2階建て（一部鉄骨鉄筋コンクリート造）室名（開架図書室・事務室，読書室，視聴覚室ほか）			
利用対象者	旭川市民及び近隣自治体住民			
事業内容	図書館法第3条に規定する事業（①図書館資料を収集し，一般公衆の利用に供すること　②図書資料利用のための相談　③他の図書館等との間の図書館資料の相互貸借　④自動車文庫等の巡回　⑤映画会等の開催　ほか）			
運営方法	□直営	令和3年度の職員体制　正職員2 人，会計年度任用職員5人		
	■直営（一部業務委託）	（委託内容）資料配送業務　他 施設全体の管理は，永山支所が担当している。		
料金制度	□使用料　　■その他（図書館法第17条の規定により徴収できない　）			
減免制度				
類似施設 （民間の施設を含む）	学校に付属する図書館			
類似施設との違い	設置根拠法令である図書館法に鑑み，学校図書館と比べあらゆる年代の幅広いニーズに対応しており，市民の利便性向上に寄与している。			

施設概要

施設名	旭川市東光図書館	所在地	旭川市東光6条4丁目		
担当部局	社会教育部　中央図書館	電話番号	39－3939	内線	

1　施設の概要

設置目的	市民の教育と文化の発展に寄与するため，図書館法（昭和25年法律第118条）に基づく図書館を設置する。（旭川市図書館条例第1条）			
設置根拠	旭川市図書館条例			
設置年月日	平成10年10月	増改築		
建設費（単位：千円）	（新築時）	705,901	（増改築時）	
規模・構造等	敷地面積5,630.01㎡，建築面積1,048.64㎡，延床面積1,065.60㎡鉄筋コンクリート平屋室名（開架図書室，読書集会室，視聴覚コーナー，おはなしの部屋　ほか）			
利用対象者	旭川市民及び近隣自治体住民			
事業内容	図書館法第3条に規定する事業（①図書館資料を収集し，一般公衆の利用に供すること　②図書資料利用のための相談　③他の図書館等との間の図書館資料の相互貸借　④自動車文庫等の巡回　⑤映画会等の開催　ほか）			
運営方法	□直営	令和3年度の職員体制　正職員2 人，会計年度任用職員7人		
	■直営（一部業務委託）	（委託内容）清掃掃業務，施設管理業務，機械警備業務，資料配送業務　ほか		
料金制度	□使用料　　■その他（図書館法第17条の規定により徴収できない　）			
減免制度				
類似施設（民間の施設を含む）	学校に付属する図書館			
類似施設との違い	設置根拠法令である図書館法に鑑み，学校図書館と比べあらゆる年代の幅広いニーズに対応しており，市民の利便性向上に寄与している。			

施設概要

施設名	旭川市神楽図書館	所在地	旭川市神楽3条6丁目　神楽市民交流センター内		
担当部局	社会教育部　中央図書館	電話番号	61-6711	内線	

1　施設の概要

設置目的	市民の教育と文化の発展に寄与するため，図書館法（昭和25年法律第118条）に基づく図書館を設置する。（旭川市図書館条例第1条）			
設置根拠	旭川市図書館条例			
設置年月日	平成19年10月	増改築	旧北海道森林管理局旭川分局庁舎を改築し神楽市民交流センター（複合施設）として開設	
建設費（単位：千円）	（新築時）	神楽市民交流センター改修事業費　880,000	（増改築時）	
規模・構造等	神楽市民交流センター　～　敷地面積13，004．30㎡，　建築面積3，020．03㎡，延床面積5，258．98㎡（うち，図書館分1，289．81㎡）　鉄筋コンクリート造3階建（一部木造2階建）　　室名（開架図書室，事務室，生涯学習交流室（読書室），おはなしのへや ほか			
利用対象者	旭川市民及び近隣自治体住民			
事業内容	図書館法第3条に規定する事業（①図書館資料を収集し，一般公衆の利用に供すること　②図書資料利用のための相談　③他の図書館等との間の図書館資料の相互貸借　④自動車文庫等の巡回　⑤映画会等の開催　ほか）			
運営方法	□直営	令和3年度の職員体制　正職員3人，会計年度任用職員5人		
	■直営（一部業務委託）	（委託内容）資料配送業務　他 施設全体の管理は公民館事業課が担当している。		
料金制度	□使用料　　■その他（図書館法第17条の規定により徴収できない　）			
減免制度				
類似施設 （民間の施設を含む）	学校に付属する図書館			
類似施設との違い	設置根拠法令である図書館法に鑑み，学校図書館と比べあらゆる年代の幅広いニーズに対応しており，市民の利便性向上に寄与している。			